

議案第 2 2 号

上越市手話言語及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の制定 について

上越市手話言語及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 2 6 日提出

上越市長 村 山 秀 幸

上越市手話言語及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、手話言語及び障害の特性等に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進について、基本理念を定め、市の責務及び市民の役割を明らかにすることにより、すべての市民が、障害の有無にかかわらず、円滑にコミュニケーションができる環境の整備を図り、もって上越市人にやさしいまちづくり条例（平成 1 1 年上越市条例第 1 号）の目指すすべての市民の基本的な人権が尊重され、社会参加の機会が確保された豊かで住みよい地域社会の形成の促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 手話言語 日本語とは異なる文法体系を有し、手指の動きや、非手指動作と呼ばれる顔の部位の変化等により視覚的に表現する言語及び日本語を手指や身体等の動きを使い、口形とともに視覚的に表現する言語をいう。
- (2) コミュニケーション手段 手話、音声言語、要約筆記等の文字の表示、点字、音訳、拡大文字、代筆、代読、平易な言葉その他情報取得及びコミュニケーションを行う際に必要な手段として活用される表現方法、絵図、写真、イラストその他の手段をいう。
- (3) 障害のある人 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難治性疾患その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (4) 社会的障壁 障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念等をいう。
- (5) 合理的な配慮 個々の場面において、社会的障壁を取り除くことが必要とされる場合に行われる適切な調整及び変更であって、その実施に伴う負担が過重でないものをいう。

- (6) 人にやさしいまちづくり 上越市人にやさしいまちづくり条例第2条第1号に規定する人にやさしいまちづくりをいう。

(基本理念)

第3条 手話言語及び障害の特性等に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進は、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 手話は、独自の体系を有する言語であること及び日常生活又は社会生活を営む上で必要とされていることを認識すること。
- (2) コミュニケーション手段は、障害の特性、障害の有無、個性等により多様であることを理解すること。
- (3) 障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合うこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 手話言語の普及並びに障害の特性等に応じた多様なコミュニケーション手段の理解及び円滑な利用の促進に関する施策
- (2) 障害の特性等に応じた多様なコミュニケーション手段を利用することができるようにするための合理的な配慮を行うことについての啓発に関する施策
- (3) 手話言語及び障害の特性等に応じた多様なコミュニケーション手段の普及に取り組む人材の育成に関する施策

2 市は、前項各号に掲げる施策を計画的に実施するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、手話言語及び障害の特性等に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進に向けて主体的に行動するよう努めるものとする。

(連携及び協働)

第6条 市及び市民は、それぞれの責務又は役割を踏まえ、相互に連携を図りながら協働することを通じて、人にやさしいまちづくりが推進されるよう努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。